授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者　各位

平成３１年・令和元年度前期分授業料徴収猶予及び月割分納の許可について

　さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

　令和元年９月６日(金)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900 円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

※令和元年９月卒業又は修了予定者は、令和元年８月２３日(金)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

　下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額44,650円(法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

令和元年５月２３日（木）←【在校生】２ヶ月分（以降１ヶ月分ずつ）

令和元年６月２４日（月)←【新入生】３ヶ月分（以降１ヶ月分ずつ）

令和元年７月２３日（火）

令和元年８月２３日（金）

令和元年９月　６日（金）

※令和元年９月卒業又は修了予定者は、令和元年８月２３日(金)に２ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成３１年　４月２４日

学生支援課経済支援係